

平成 22 年 10 月 1 日

各位

瀬戸信用金庫

暴力団排除条項の導入についてのお知らせ

当金庫では、このたび、平成 19 年 6 月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のため、平成 22 年 10 月 1 日より普通預金規定等の各種預金規定、貸金庫規定ならびに融資関連の契約書等に「暴力団排除条項」を導入いたしました。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当金庫の判断により取引の停止または契約の解除を行うことができることを定めた条項です。なお、この条項は、すでにお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、ご理解の程よろしくご願いたします。

また、同日より、当金庫との新規契約をお申し込みの際に、お客さまが暴力団等の反社会的勢力ではないことを表明・確約していただく手続きをお願いすることといたしました。

当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを積極的に行ってまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

瀬戸信用金庫 営業推進部 お客様相談所専用電話

フリーダイヤル TEL 0120-205-118

[受付時間] 平日 9:00~17:00

(土・日・祝・信用金庫の休業日は除きます)